建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年10月24日

九州地方整備局長　金尾　健司

1　処分をした年月日　平成26年９月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ニチボー小溝　宏志　福岡県福岡市博多区板付４―７―28　国土交通大臣許可（般特―24）第1809号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可、機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年７月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年10月24日

九州地方整備局長　金尾　健司

1　処分をした年月日　平成26年９月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社廣瀬産業海事工業所　山下　　豊　福岡県北九州市門司区浜町２―８　国土交通大臣許可（特―24）第13296号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年８月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年10月24日

九州地方整備局長　金尾　健司

1　処分をした年月日　平成26年９月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社後藤組　佐藤　和男　大分県大分市生石４―１―20　国土交通大臣許可（般特―21）第3058号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年７月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年10月24日

九州地方整備局長　金尾　健司

1　処分をした年月日　平成26年９月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社くちき　朽木　充嗣　宮崎県宮崎市大字跡江386―４　国土交通大臣許可（般特―23）第14021号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年８月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年10月24日

九州地方整備局長　金尾　健司

1　処分をした年月日　平成26年９月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社クキタ　久木田一仁　熊本県水俣市浜松町５―33　国土交通大臣許可（般―23）第19263号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年８月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年10月24日

九州地方整備局長　金尾　健司

1　処分をした年月日　平成26年９月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社親和テクノ　永尾　一彦　長崎県佐世保市矢峰町1053　国土交通大臣許可（般特―21）第4178号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年８月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年10月24日

九州地方整備局長　金尾　健司

1　処分をした年月日　平成26年９月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　昭和鉄工株式会社　山本　駿一　福岡県福岡市東区箱崎ふ頭３―１―35　国土交通大臣許可（般特―24）第2536号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鋼構造物工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年８月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年10月24日

九州地方整備局長　金尾　健司

1　処分をした年月日　平成26年９月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社菅崎海事　菅崎　　満　佐賀県藤津郡太良町大浦丙1118―１　国土交通大臣許可（般―21）第20833号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、しゆんせつ工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年８月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年10月24日

九州地方整備局長　金尾　健司

1　処分をした年月日　平成26年９月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ティー・シージャパン　阿部　　誠　大分県大分市大字海原字見休808　国土交通大臣許可（般特―24）第17721号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、管工事業、造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年８月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。